

地方独立行政法人長崎市立病院機構任期付職員就業規程

平成24年4月1日

規程第13号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 人事

　　第1節 採用（第3条—第11条）

　　第2節 評定（第12条）

　　第3節 異動（第13条）

　　第4節 休職及び復職（第14条）

　　第5節 退職及び解雇（第15条—第17条）

第3章 給与及び退職手当（第18条—第23条）

第4章 服務（第24条）

第5章 勤務時間、休日及び休暇等（第25条）

第6章 育児休業等（第26条）

第7章 研修（第27条）

第8章 賞罰（第28条・第29条）

第9章 安全及び衛生（第30条）

第10章 業務による旅行（第31条）

第11章 福利厚生（第32条—第33条）

第12章 災害補償（第34条）

第13章 補足（第35条）

附則

　　第1章 総則

　　（趣旨）

第1条 この規程は、別に定めがあるものを除くほか、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条の規定に基づき、地方独立行政法人長崎市立病院機構（以下「法人」という。）に勤務する任期の定めのある職員（地方独立行政法人長崎市立病院機構定年前再任用短時間勤務職員職員就業規程（平成24

年地方独立行政法人長崎市立病院機構規程第11号)及び地方独立行政法人長崎市立病院機構非常勤職員就業規程(平成24年地方独立行政法人長崎市立病院機構規程第14号)の適用を受ける職員を除く。以下「任期付職員」という。)の労働条件、服務規律その他就業について、必要な事項を定めるものとする。

(規程等の遵守)

第2条 法人及び任期付職員は、誠意をもって法令及びこの規程並びに関係規程等を遵守しなければならない。

第2章 人事

第1節 採用

(職員の任期を定めた採用)

第3条 理事長は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、任期を定めて職員を採用することができる。

2 理事長は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、任期を定めて職員を採用することができる。

- (1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を法人内で確保することが一定の期間困難である場合
- (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
- (3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を法人内で確保することが一定の期間困難である場合
- (4) 当該業務が業務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とすることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的

な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(5) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人その他これに準ずると理事長が認める団体の要請を受けて法人に採用される医師以外の医師を採用する場合であって、当該者を期間を限って任用することが業務の能率的運営を確保するために必要である場合

3 理事長は、地方独立行政法人長崎市立病院機構職員の育児休業等に関する規程（平成24年地方独立行政法人長崎市立病院機構規程第20号。以下「育児休業規程」という。）第2条第2項又は第6条第1項の規定による請求があった場合において、当該請求に係る期間について職員の配置換えその他の方法によって当該請求をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、任期を定めて職員を採用することができる。

第4条 理事長は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが業務の能率的運営を確保するために必要である場合には、任期を定めて職員を採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 理事長は、この規程により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが業務の能率的運営を確保するために必要であるときは、任期を定めて職員を採用することができる。

（短時間勤務職員の任期を定めた採用）

第5条 理事長は、育児休業規程第13条第3項又は第16条第1項の規定による請求があった場合において、当該請求に係る期間について当該請求をした職員の業務を処理するため必要があると認めるときは、短時間勤務職員（週の所定労働時間が地方独立行政法人長崎市立病院機構職員就業規程（平成24年地方独立行政法人長崎市立病院機構規程第11号。以下「職員就業規程」という。）の適用を受ける職員より短時間である者をいう。以下同じ。）を採用することができる。

2 理事長は、前項の規定によるほか、次の各号に掲げる場合には、任期を定めて短時間勤務職員を採用することができる。

- (1) 短時間勤務職員を第4条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが業務の能率的運営を確保するために必要である場合
- (2) 市民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが業務の能率的運営を確保するため必要である場合
- (3) 職員が、地方独立行政法人長崎市立病院機構職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成24年地方独立行政法人長崎市立病院機構規程第16号。以下「勤務時間規程」という。）第17条第1項に規定する介護休暇の承認又は育児休業規程第26条の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合

(採用の方法)

第6条 前3条の規定による任期付職員の採用は、選考によるものとする。

2 理事長は、前項の規定による選考を行う場合には、性別その他選考される者の属性を基準とすることなく、及び情実人事を求める圧力又は働きかけその他の不当な影響を受けることなく、選考される者について従事させようとする業務に必要とされる専門的な知識経験又は優れた識見の有無をその者の資格、経歴、実務の経験等に基づき経歴評定その他客観的な判定方法により公正に検証しなければならないものとする。

(労働条件の明示及び提出書類)

第7条 職員就業規程第6条及び第7条の規定は、任期付職員を採用する際の労働条件の明示及び提出書類について準用する。

(任期)

第8条 第3条第1項の規定により採用される職員（以下「特定任期付職員」という。）又は同条第2項の規定により採用される職員（以下「一般任期付職員」という。）の任期は、5年を超えない範囲内で理事長が定める。

2 第3条第3項の規定により採用される職員（以下「育休代替職員」という。）又は

第5条第1項の規定により採用される職員（以下「育児短時間代替職員」という。）の任期は、当該育児休業又は育児短時間勤務の請求に係る期間（次条第2項において「育児休業等の期間」という。）を超えない範囲内で理事長が定める。

3 第4条の規定により採用される職員（以下「第4条任期付職員」という。）又は第5条第2項の規定により採用される短時間勤務職員（以下「一般短時間勤務職員」という。）の任期は、3年を超えない範囲内で理事長が定める。

（任期の更新）

第9条 理事長は、特定任期付職員又は一般任期付職員の任期が5年に満たない場合にあっては、採用した日から5年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

2 理事長は、育休代替職員又は育児短時間代替職員の任期が育児休業等の期間（当該育児休業等の期間が延長された場合にあっては、その延長された期間の末日までの期間を含む。以下この項において同じ。）に満たない場合にあっては、育児休業等の期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

3 理事長は、第4条任期付職員又は一般短時間勤務職員の任期が3年に満たない場合にあっては、採用した日から3年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

4 理事長は、前3項の規定により任期付職員の任期を更新する場合には、当該職員にその任期を明示しなければならない。

5 理事長は、前各項の規定により任期付職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

（任用の制限）

第10条 理事長は、第3条から第5条までの規定により採用された任期付職員を、任期を定めて採用した趣旨に反しない場合に限り、その任期中、他の職に任用することができるものとする。

（試用期間）

第11条 職員就業規程第8条の規定は、任期付職員の試用期間について準用する。

第2節 評定

（勤務評定）

第12条 職員就業規程第9条の規定は、任期付職員の勤務評定について準用する。

第3節 異動

(異動)

第13条 職員就業規程第12条の規定は、任期付職員の異動について準用する。

第4節 休職及び復職

(休職及び復職)

第14条 職員就業規程第13条から第17条までの規定は、任期付職員の休職及び復職について準用する。この場合において、同規程第13条第2項中「第8条」とあるのは「第11条の規定により準用する職員就業規程第8条」と、同規程第15条第1項及び第2項中「3年」とあるのは「1年」と、それぞれ読み替えるものとする。

第5節 退職及び解雇

(退職)

第15条 任期付職員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める日をもって退職するものとし、職員としての身分を失う。

- (1) 自己都合による退職を申し出たとき 理事長が承認する日
 - (2) 任期が満了したとき 任期が満了した日
 - (3) 前条の規定により準用する職員就業規程第13条第1項第1号に掲げる事由により休職をした者について、前条後段の規定により読み替えて適用される職員就業規程第15条に定める休職の期間を満了したにもかかわらず、なお休職事由が消滅していないとき 休職期間の満了した日
 - (4) 死亡したとき 死亡日
 - (5) 法人の役員（職員を兼ねるものを除く。）に就任したとき 就任日の前日
- (自己都合による退職手続)

第16条 職員就業規程第19条の規定は、任期付職員が自己の都合により退職しようとするときについて準用する。

(解雇、解雇予告、退職時の責務及び退職証明書等の交付)

第17条 職員就業規程第23条から第26条までの規定は、任期付職員の解雇、解雇予告、退職時の責務及び退職証明書等の交付について準用する。

第3章 給与及び退職手当

(給与)

第18条 任期付職員の給与については、次条から第22条までの規定によるものを除き、地方独立行政法人長崎市立病院機構職員給与規程（平成24年地方独立行政法人長崎市立病院機構規程第33号。以下「給与規程」という。）の定めるところによる。

2 前項に定めるもののほか、臨時の給与の支給について必要な事項は、理事長が別に定める。

(特定任期付職員の給与に関する特例等)

第19条 特定任期付職員には、次の給料表を適用するものとする。

号給	給料月額（円）
1	375,000
2	424,000
3	477,000
4	543,000
5	620,000
6	724,000

2 理事長は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 1号給
- (2) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 2号給
- (3) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 3号給
- (4) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 4号給
- (5) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 5号給

(6) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 6号給

3 理事長は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難いときは、前2項の規定にかかわらず、その給料月額を同表に掲げる6号給の給料月額にその額と同表に掲げる5号給の給料月額との差額に理事長が定める整数を乗じて得られる額を加えた額で決定することができる。

4 理事長は、12月1日（以下「基準日」という。）に在職する特定任期付職員のうち、基準日以前1年以内の期間において、前2項の規定により当該職員の給料月額が決定された際に期待された業績に照らして特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならぬ。

6 給与規程第4条、第5条、第8条から第12条まで、第14条及び第28条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

7 特定任期付職員についての給与規程の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2条	及び勤勉手当	、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当
第13条第3項	医療職給料表(1)の適用を受ける職員	医療職給料表(1)の適用を受ける職員又は地方独立行政法人長崎市立病院機構任期付職員就業規程（平成24年地方独立行政法人長崎市立病院機構規程第13号。以下「任期付職員就業規程」という。）第19条第1項の給料表の適用を受ける職員（理事長が定めるものに限る。）
第23条第1項	医療職給料表(1)の適用	医療職給料表(1)の適用を受け

	を受ける職員を除く。	る職員を除き、任期付職員就業規程第19条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。
第25条第2項	100分の122.5	100分の140
	100分の137.5	100分の155

(第4条任期付職員の給与に関する特例)

第20条 第4条任期付職員の給料月額については、給与規程第5条第9項の規定を準用する。

(育児短時間代替職員の給与に関する特例等)

第21条 育児短時間代替職員についての給与規程の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条第1項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間規程第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする
第5条第2項及び第4項	決定するものとする	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第19条第1項	支給する	支給する。ただし、地方独立行政法人長崎市立病院機構任期付職員就業規程(平成24年地方独立行政法人長崎市立病院機構規程第13号。以下「任期付職員就業規程」という。)第5条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員(以下「育児短時間代替職員」という。)が第1号に

		掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものの中、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする
第19条第4項	第2項	任期付職員就業規程第21条
第19条第5項	支給に係る時間	支給に係る時間(以下この項において「代休対象勤務時間」という。)
	要しない	要しない。ただし、代休対象勤務時間が任期付職員就業規程第21条の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第30条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から100分の100(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を減じた割合を乗じて得た額とする
第24条第2項	第10条から第12条まで	第11条、第12条
	定年前再任用短時間勤務職員	育児短時間代替職員

(一般短時間勤務職員の給与に関する特例等)

第22条 一般短時間勤務職員の給料月額については、給与規程第5条第10項及び第11項の規定を、初任給調整手当については、第11項中「給料月額」を「初任給調整手当」と読み替えて同項の規定を、それぞれ準用する。

2 給与規程第11条から第12条まで、第14条及び第16条の規定は、一般短時間勤務職員には、適用しない。

3 一般短時間勤務職員に対する給与規程第19条第2項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員又は地方独立行政法人長崎市立病院機構任期付職員就業規程（平成24年地方独立行政法人長崎市立病院機構規程第13号）第5条第2項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員」とする。

(退職手当)

第23条 任期付職員（第5条の規定による短時間勤務職員を除く。）には、地方独立行政法人長崎市立病院機構職員退職手当規程（平成24年地方独立行政法人長崎市立病院機構規程第46号）の定めるところにより、退職手当を支給するものとする。

第4章 服務

(服務)

第24条 職員就業規程第29条から第46条までの規定は、任期付職員の服務について準用する。

第5章 勤務時間、休日及び休暇等

(勤務時間、休日及び休暇等)

第25条 任期付職員の勤務時間、休日、休暇等については、勤務時間規程で定める。

第6章 育児休業等

(育児休業等)

第26条 任期付職員の育児休業等については、育児休業規程で定める。

第7章 研修

(研修)

第27条 職員就業規程第49条の規定は、任期付職員の研修について準用する。

第8章 賞罰

(表彰)

第28条 任期付職員の表彰については、地方独立行政法人長崎市立病院機構職員表彰規程（平成24年地方独立行政法人長崎市立病院機構規程第29号）の定めるところによる。

(懲戒、損害賠償等)

第29条 職員就業規程第51条から第56条までの規定は、任期付職員の懲戒、損害賠償等について準用する。

第9章 安全及び衛生

(安全及び衛生)

第30条 職員就業規程第57条から第59条までの規定は、任期付職員の安全衛生管理等について準用する。

第10章 業務による旅行

(業務による旅行)

第31条 職員就業規程第60条の規定は、任期付職員の業務による旅行について準用する。

第11章 福利厚生

(共済等)

第32条 第3条及び第4条の規定による任期付職員の共済は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の定めるところによる。

2 第5条の規定による短時間勤務職員の共済等は、地方公務員等共済組合法及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の定めるところによる。

(宿舎)

第33条 任期付職員の宿舎の利用については、地方独立行政法人長崎市立病院機構職員宿舎規程（平成24年地方独立行政法人長崎市立病院機構規程第56号）の定めるところによる。

第12章 災害補償

(災害補償)

第34条 任期付職員の職務上の災害又は通勤途上の災害に対する補償については、

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、第3条又は第4条の規定により採用された任期付職員であって、地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）第1条第2項に定めるものの職務上の災害又は通勤途上の災害に対する補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

第13章 補足

（委任）

第35条 この規程に定めるもののほか、任期付職員の就業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

（給与規程附則第7項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間代替職員に関する読み替え）

2 育児短時間代替職員に対する給与規程附則第7項第1号の規定の適用については、同項第1号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に算出率を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」とする。

附 則（平成29年3月31日規程第6号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月30日規程第29号）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和6年9月30日規程第32号）

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

附 則（令和7年1月10日規程第5号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。